

議案第53号

二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年6月7日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害援護資金の貸付利率について市町村が条例で定めることとなったこと等に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条中「据置期間中は無利子とし据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「無利子」に改める。

第13条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第2項中「元利均等償還」を「均等償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第10条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例第12条、第13条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについては、なお従前の例による。

(議案第53号) 二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利率) 第12条 災害援護資金は、<u>無利子</u>とする。</p> <p>(償還等) 第13条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。 2 償還方法は、<u>均等償還</u>の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第10条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(利率) 第12条 災害援護資金は、<u>据置期間中は無利子とし据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等) 第13条 災害援護資金は、<u>年賦償還又は半年賦償還</u>とする。 2 償還方法は、<u>元利均等償還</u>の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>